

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁・農林水産省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ）</p> <p><u>第六条の二</u> 規則第十四条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第四条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。</p> <p>（ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法）</p> <p><u>第六条の三</u> 規則第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引については、平成二十六年金融庁告示第五十一号第四条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。</p> <p>2 規則第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

については、平成二十六年金融庁告示第五十一号第四条の三第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

3 規則第十四条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合については、平成二十六年金融庁告示第五十一号第四条の三第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(信用リスク削減手法等)

第九條の二 規則第十四條の二第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段については、平成二十六年金融庁告示第五十一号第八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

2 規則第十四條の二第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第八条第二項(第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(自己資本の額に加える調整)

「条を加える。」

(自己資本の額に加える調整)

第十条 規則第十四条の二第三項の規定に基づく再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十一号（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「海外拠点を有しない銀行」とあるのは、「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と読み替えるものとする。

「条を削る。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第十条 規則第十四条の二第二項の規定に基づく再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額については、特定承継会社を銀行とみなして、平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十一号（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「海外拠点を有しない銀行」とあるのは、「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と読み替えるものとする。

（清算機関に対する信用の供与）

第二十九条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条の二第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、第十四条において準用する自己資本比率告示第十条第三項第三号に掲げるものとする。